

諮問第 18 号

宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について

宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について、宇治市都市計画審議会条例第 1 条の規定により、宇治市都市計画審議会に、別紙のとおり諮問するものとする。

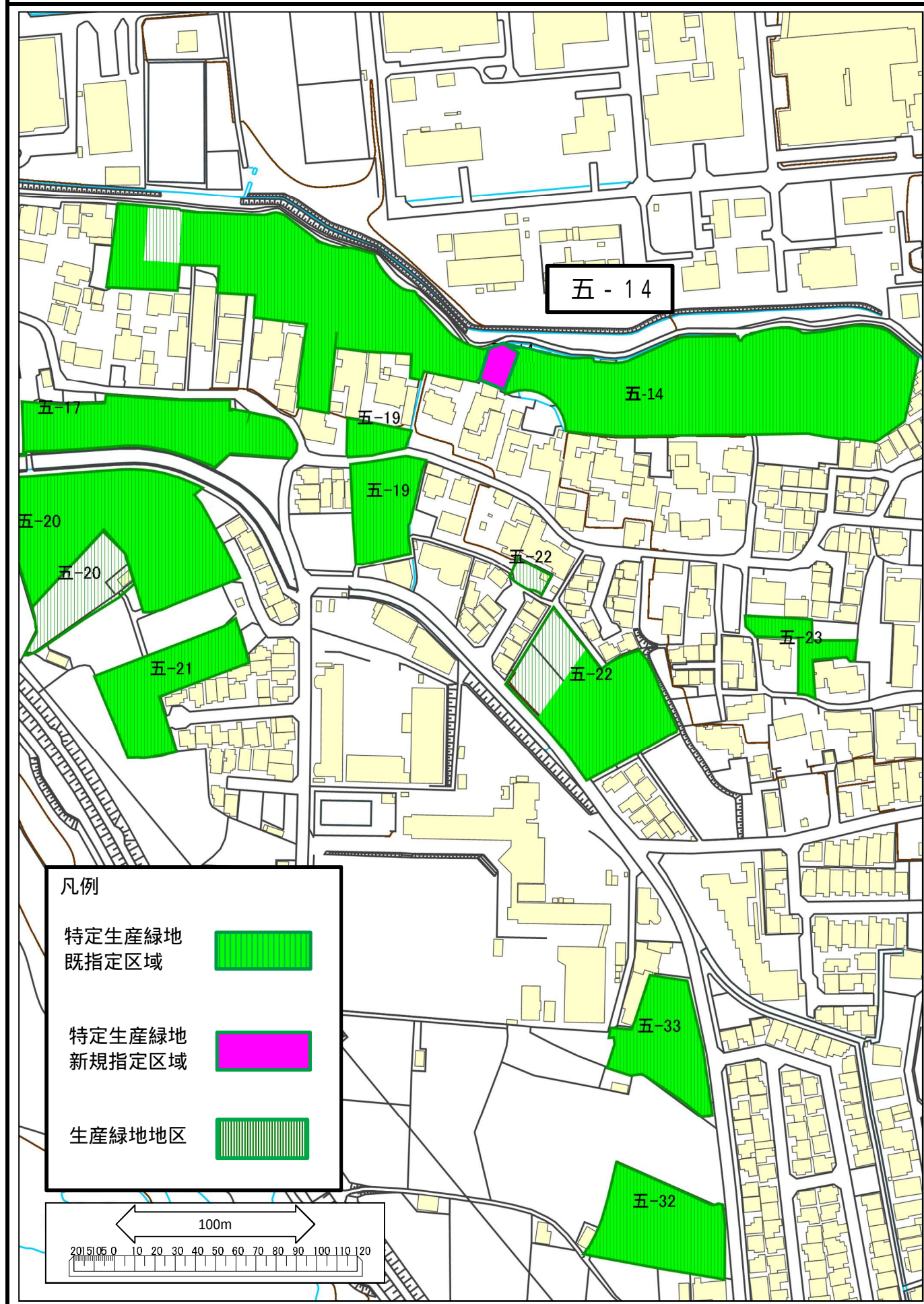
令和 7 年 11 月 13 日提出

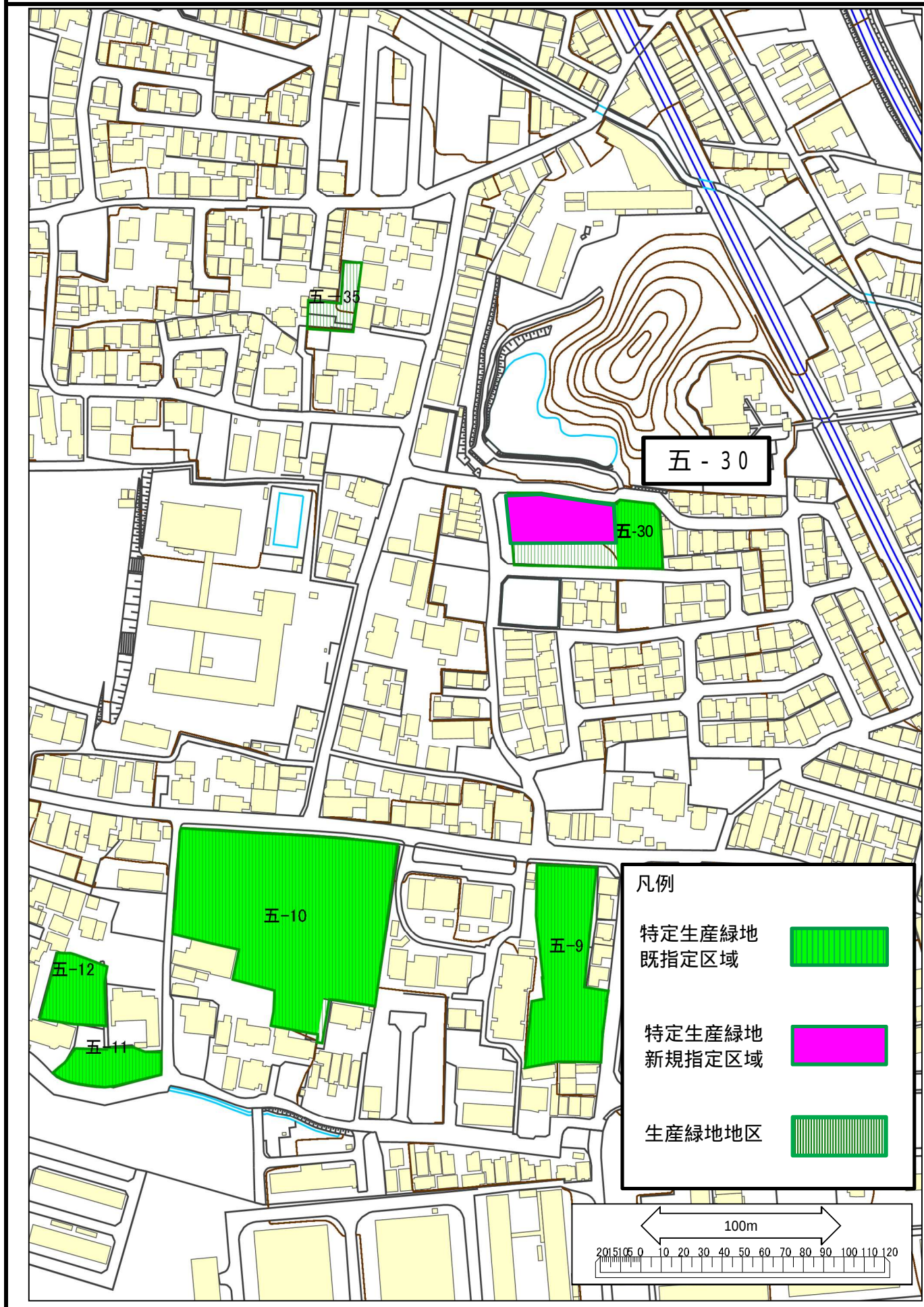
宇治市長 松村 淳子

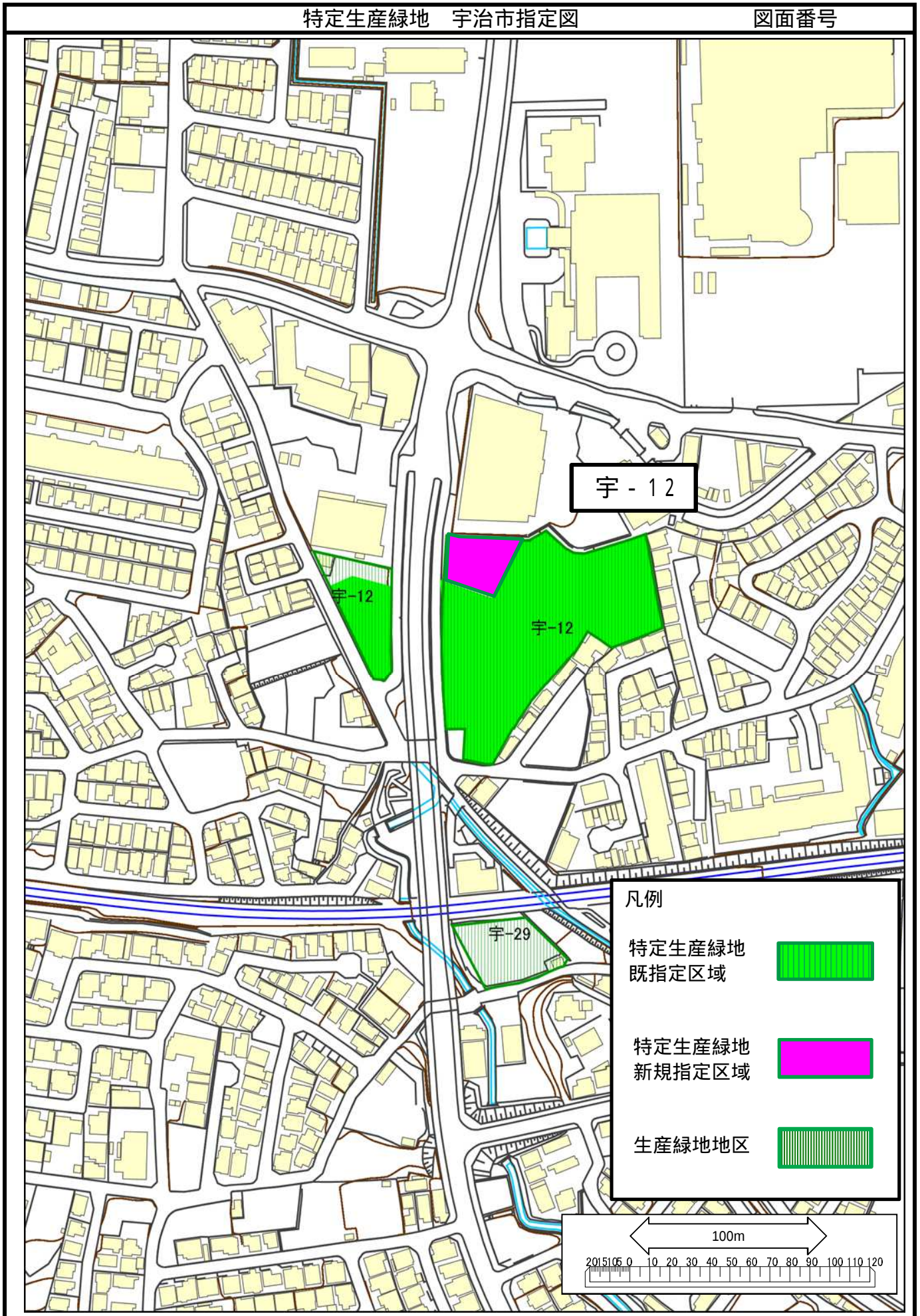
宇治都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定について(諮問)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。(申出基準日：令和7年12月8日)

番号	図面 番号	地区 番号	位 置	生産緑地地区 面積	特定生産緑地 面積		
					合計	既に指定して いる区域	新たに指定 する区域
1	①	五-14	五ヶ庄瓦塚、 岡本、上村地内	約 1.47 ha	約 1.41 ha	約 1.38 ha	約 0.03 ha
2	②	五-30	五ヶ庄大林地内	約 0.26 ha	約 0.19 ha	約 0.08 ha	約 0.11 ha
3	③	宇-12	宇治矢落、蔭山、 半白地内	約 0.90 ha	約 0.85 ha	約 0.77 ha	約 0.08 ha







特定生産緑地の指定について

1. 特定生産緑地制度の概要

生産緑地は都市計画決定から30年が経過する日（以下、「申出基準日」という。）以後、いつでも買取りの申出をすることができるようになることから、申出基準日以後も引き続き、生産緑地を保全し、良好な都市環境の形成を図るため、平成29年に生産緑地法が改正され、特定生産緑地制度が創設されました。

この制度により、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地について、所有者等の意向を踏まえ、申出基準日より前に特定生産緑地として指定することで、買取りの申出が可能となる期日が10年延期されます。

また、特定生産緑地の指定を受けると、固定資産税等の農地課税が継続されるとともに、新たな相続が発生した際に相続税納税猶予制度の適用を受けることができます。

なお、特定生産緑地の指定から10年経過する前であれば、繰り返し10年間期限を延長することが可能です。

2. 特定生産緑地の指定手続

特定生産緑地の指定は、申出基準日までに行うこととされており、申出基準日以後はできません。

また、指定に当たっては、都市計画審議会の意見を聴かなければならないと規定されています。

本年度は、平成7年12月8日指定の生産緑地につきまして、生産緑地の所有者等の意向を踏まえ、都市計画審議会のご意見をお聴きした後に、指定の告示を令和7年12月8日の申出基準日までに行います。

なお、特定生産緑地の指定による法的効力が生じるのは、申出基準日以後となります。

3. 生産緑地地区及び特定生産緑地の指定状況(令和7年予定)について

生産緑地 地区	生産緑地地区 面積			平成４～７年 指定の生産緑地 地区面積（Ａ）			特定生産緑地 面積										
							合計（Ｂ）			指定割合 （Ｂ／Ａ）		既に指定して いる区域		新たに指定 する区域			
木幡	約	6.89	ha	約	6.52	ha	約	6.52	ha	100	%	約	6.52	ha			
五ヶ庄	約	9.91	ha	約	8.89	ha	約	8.87	ha	99	%	約	8.73	ha	約	0.14	ha
菟道	約	1.72	ha	約	1.40	ha	約	1.40	ha	100	%	約	1.40	ha			
宇治	約	3.56	ha	約	3.27	ha	約	3.27	ha	100	%	約	3.19	ha	約	0.08	ha
神明	約	0.95	ha	約	0.86	ha	約	0.86	ha	100	%	約	0.86	ha			
安田	約	0.08	ha	約	0.08	ha	約	0.08	ha	100	%	約	0.08	ha			
広野	約	1.04	ha	約	1.02	ha	約	0.99	ha	97	%	約	0.99	ha			
大久保	約	1.83	ha	約	1.78	ha	約	1.78	ha	100	%	約	1.78	ha			
伊勢田	約	2.75	ha	約	2.67	ha	約	2.66	ha	99	%	約	2.66	ha			
小倉	約	2.07	ha	約	1.92	ha	約	1.92	ha	100	%	約	1.92	ha			
槇島	約	8.90	ha	約	8.61	ha	約	8.34	ha	97	%	約	8.34	ha			
合計	約	39.70	ha	約	37.02	ha	約	36.69	ha	99	%	約	36.47	ha	約	0.22	ha